

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年5月30日
【会社名】	丸東産業株式会社
【英訳名】	Maruto Sangyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋 島 光 政
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県小郡市干潟892番地1
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所  (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長桜島光政は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

内部統制は、内部統制の基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年2月28日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

内部統制の有効性を評価するにおいては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備状況及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定いたしました。

当該評価範囲を決定した手順・方法等としましては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高を指標とし、概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成23年2月28日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

記載すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。